

(1)介護保険給付対象料金

・基本料金(月額)

(単位:円)

小規模多機能型居宅介護事業所あおぞら

	単位数	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
要支援1	3,438	3,418	6,836	10,254
要支援2	6,948	6,908	13,816	20,724
要介護1	10,423	10,423	20,846	31,269
要介護2	15,318	15,318	30,636	45,954
要介護3	22,283	22,283	44,566	66,849
要介護4	24,593	24,593	49,186	73,779
要介護5	27,117	27,117	54,234	81,351

・各種加算料金(初期加算を除いて月額の料金です。)

が算定している加算

加算の名称	単位数	利用料金 (1割)	利用料金 (2割)	利用料金 (3割)	対象		備考
					支援	介護	
<input checked="" type="checkbox"/> 初期加算(1日当り)	30	30	60	90	○	○	登録日から30日以内の期間及び30日を超える病院又は診療所への入院後の利用を再び開始した場合
<input checked="" type="checkbox"/> 認知症加算(I)	800	800	1,600	2,400		○	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方
<input checked="" type="checkbox"/> 認知症加算(Ⅱ)	500	500	1,000	1,500		○	要介護度区分が要介護2であり認知症日常生活自立度Ⅱの方
<input checked="" type="checkbox"/> 訪問体制強化加算	1,000	1,000	2,000	3,000	○	○	訪問を担当する職員数や訪問回数がいずれも一定数以上である場合
<input checked="" type="checkbox"/> 総合マネジメント体制強化加算	1,000	1,000	2,000	3,000	○	○	個別サービス計画の他職種協働による適時適切な見直しや地域における活動への参加機会の確保等を行う等の体制が整備されている場合
<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(I)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算する(10.2%)					介護職員の処遇改善のための加算	
<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算する(1.2%)					現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件のすべてを満たし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善のための加算	
<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員ベースアップ等支援加算	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算する(1.7%)						

※ 上記料金は、厚生労働省の基準省令(令和4年10月施行)に基づき定められた料金です。基準省令が改正になった場合には基準省令に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

(2)介護保険給付対象外の料金(全額自己負担)

名称	利用料金
食費	朝食 400円 昼食 500円 夕食 500円 おやつ 100円
宿泊費	2000円/泊
その他	おむつ代等実費